

改正

平成13年3月30日規程第7号
平成14年8月1日規程第7号
平成15年3月25日規程第2号
平成16年1月22日規程第1号
平成19年3月29日規程第7号
平成22年8月30日規程第8号
平成23年10月5日規程第5号
平成24年8月31日規程第2号
令和5年3月24日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例（平成10年条例第1号。以下「条例」という。）第42条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(工事の承認申請)

第2条 条例第4条第1項の承認を受けようとする者は、給水装置工事承認申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる事項を記載して、山武郡市広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び電話番号
- (2) 給水装置工事を行う場所
- (3) 給水装置の種類
- (4) 給水装置工事を指定給水装置工事事業者に委託しようとする者にあつては、当該指定給水装置工事事業者の名称及びその給水装置工事主任技術者の氏名
- (5) 私道敷内を除き、他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとする者にあつては、当該土地又は構築物の所有者の承諾
- (6) 他人の給水装置から給水管を分岐しようとする者にあつては、当該給水装置の所有者の承諾
- (7) 給水装置工事承認申請書に書類を添付しようとする者にあつては、書類の名称

2 給水装置の新設、増設又は改造に伴って受水槽を設置しようとする者は、前項の申請書にその設計に関する参考図書を添付しなければならない。

(給水装置工事の取消し)

第3条 条例第4条第1項の規定により、給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を取り消そうとするときは、直ちに給水装置工事取消届（別記第2号様式）を企業長に提出しなければならない。なお、取消し以前に係る費用は申請者の負担とする。

(分岐引用者への通知)

第4条 分岐引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し又は撤去しようとするときは、分岐引用者に通知しなければならない。

(給水装置の構成及び附属用具)

第5条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成する。

2 給水装置には、量水器その他の附属用具を備えなければならない。

第6条 削除

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第7条 条例第6条第1項の規定により企業長が定める給水管及び給水用具の構造及び材質のうち、給水管の材料の基準は次のとおりとする。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管
水道用ポリエチレン2層管
水道配水用ポリエチレン管
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD)
- (2) 口径が75ミリメートル以上200ミリメートル以下の給水管
ダクタイル鋳鉄管 (耐震継手管)
水道配水用ポリエチレン管
- (3) 口径250ミリメートル以上の給水管
ダクタイル鋳鉄管 (耐震継手管)

(給水管径の決定)

第8条 給水管の口径は、給水装置の所要水量及び給水栓の同時使用率その他の事情を考慮して定めなければならない。

(工事検査)

第9条 条例第5条の2の規定により給水装置工事の工事検査を受けようとする者は、工事完成後直ちに工事検査申請書 (別記第3号様式) を企業長に提出しなければならない。

(給水契約の申込み)

第10条 条例第14条の規定による申込みをしようとする者は、給水契約申込書 (別記第4号様式) を企業長に提出しなければならない。

(身分証明書の携帯)

第11条 係員が、給水装置の検査その他職務を行うとき、所定の証票を携帯しなければならない。

(量水器の設置)

第12条 条例第19条第1項本文に規定する量水器は、1建築物に1個とする。ただし、当該建築物が構造上2以上の部分に区分されており、独立して住居、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であつて、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとに量水器を設置することができる。

第13条 条例第19条第3項に規定する量水器の設置の位置は、次の各号に掲げる要件をそなえているものとし、当該量水器は水平に設置しなければならない。

- (1) 量水器の点検が容易に行うことができること。
- (2) 常に乾燥していること。
- (3) 量水器を破損するおそれがない場所

(量水器の管理)

第14条 量水器を設置する場所には、点検又は修繕に支障をきたすような物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

2 物件又は工作物の設置により量水器の点検又は修繕が著しく困難である場合は、企業長は当該量水器の位置を変更することができる。

(量水器の点検)

第15条 企業長は、量水器を点検したときは、その都度使用水量を記載した書面により、給水

を受ける者に通知する。

(受水槽に接続する装置)

第16条 条例第19条第2項の規定により山武郡市広域水道企業団（以下「企業団」という。）の量水器を設置する受水槽に接続する装置に係る工事のうち量水器に接続する部分に係る工事（修繕を除く。）は、指定給水装置工事事業者が施行するものとする。

2 前項に規定する工事の設計又は施行方法については、別に企業長が定める。

(私設消火栓の使用)

第17条 条例第22条第1項に規定する消防演習の時間は、5分を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められるときはこの限りでない。

2 消火栓使用後の封かんは、企業長が行う。

(給水申込加入金に係る給水管の口径)

第18条 条例第34条第4項の規定により、給水申込加入金（以下「加入金」という。）の額を算定する場合において、当該給水装置が異なる口径の給水管で構成されているときは、当該給水装置に係る給水管の口径は、当該給水装置に設置する量水器の口径と等しい口径の給水管の口径として条例別表第5を適用する。

第19条 削除

(料金等の減免申請)

第20条 条例第36条に規定する特別の理由とは、おおむね次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている場合（水道料金を除く。）

(2) 災害その他により料金等の納付が困難であると認められる場合

(3) その他企業長において必要があると認めた場合

2 前項の規定に該当すると思われる者が、当該料金等の減免を申請しようとするときは、料金等減免申請書（別記第5号様式）を企業長に提出しなければならない。

(料金徴収の方法)

第21条 条例第32条の規定による徴収方法は、企業団が行うもののほか、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により、企業長が適当と認める者による委託徴収とする。

(給水装置の確認申請)

第22条 条例第38条第3項に規定する給水装置の確認を受けようとする者は、給水装置確認申請書（別記第6号様式）に給水装置工事（新設・増設・改造）申込書を添えて企業長に提出しなければならない。

(届出の様式)

第23条 次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 削除

(3) 条例第21条第2項第1号の届出 給水装置所有者変更届（別記第9号様式）

(4) 条例第21条第2項第3号の届出 給水装置廃止届（別記第10号様式）

(水道使用者標識の掲示義務)

第24条 給水装置の所有者は、門戸等の見やすい場所に企業長の交付する水道使用者標識（別記第11号様式）を掲示しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第25条 条例第40条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び管理の

状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため、水槽の点検等の必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により、供給する水に異状を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、におい及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の廃止)

2 山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（昭和49年規程第1号。以下「旧施行規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、旧施行規程第2条の規定により調製した用紙は、この規程の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規程第7号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月1日規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月25日規程第2号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月22日規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規程第7号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月30日規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月5日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月31日規程第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規程第3号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第2号様式 (第3条関係)

給水装置工事取消届

年 月 日

山武郡市広域水道企業団

企業長 様

申請者 住 所

フリガナ

氏名又は名称

㊦

電話番号

山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第3条の規定により給水装置工事を取消したので、次のとおり届出いたします。

工事場所	
工 種	
指定給水装置 工事事業者	名 称 電話番号
取消理由	

第3号様式 (第9条関係)

工 事 検 査 申 請 書

年 月 日

山武郡市広域水道企業団

企業長 様

申請者 住 所

フリガナ

氏名又は名称

㊦

電 話 番 号

山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例第5条の2の規定により給水装置工事の検査を受けたいので次のとおり申請いたします。

工 事 場 所		
承 認 年 月 日 及び承認番号	年 月 日 第 号	
指定給水装置 工事事業者	名 称 電話番号	㊦
担当給水装置 工事主任技術者 氏 名		交付番号第 号

検査 (企業団検査員記入欄)

検 査 日	年 月 日
検 査 員 氏 名	
検 査 結 果	

第4号様式 (第10条関係)

給水契約申込書

平成 年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

申請者 氏名又は名称 ㊟

山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例第14条の規定により給水を受けたいので、次のとおり申し込みます。

水栓番号			図面番号					
住所コード	道	順	番	号	口径φ	量水器番号	指針	形式
	-	-	-		mm			
会社	量水器位置詳細		検満年月	開栓年月日	工事店	家屋区分	料金区分	
	-	-	-	・	・	・	持家・貸家	専用・臨時
変更理由			旧口径	mm	旧量水器番号			指針

※太枠の中だけ記入してください。

給水装置 設置場所	住所 方書	
使用者	フリガナ 氏名	
納入通知書 送付先 納入者	住所 方書 フリガナ 氏名	TEL
給水装置 所有者	住所 方書 フリガナ 氏名	TEL
この申込と同時に（開栓・閉栓）処理をお願いします。		

用途区分

11. 家事用	31. 飲食店	41. 病院
21. 一般商店	32. 百貨店	42. 官公署・学校
22. クリーニング店	33. 公衆浴場	43. その他公共施設
23. 理・美容院	34. 会社事務所	51. 上水型工場
24. 豆腐製造業	35. その他営業	52. その他工場

業務課

課長

料金班

班長	担当

検査班

班長	担当

第5号様式 (第20条関係)

料 金 等 減 免 申 請 書

年 月 日

山武郡市広域水道企業団

企業長 様

住 所

氏 名

㊦

電 話

山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例第36条の規定により（料金・手数料・加入金・開発負担金）を減免されたく、次のとおり申請いたします。

水 栓 番 号 第 号

場 所

理 由

※

判 定	理由								
	免 除	一 部							
		全 部							
調 査 状 況									
計 量 水 量	過 去 の 使 用 水 量				減 免		更 正		
	月	月	月	平均	水 量	金 額	水 量	金 額	
	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	円	m ³	円	

※

認 定 意 見	
---------	--

注 ※欄は記入しないでください。

第6号様式 (第22条関係)

給水装置確認申請書

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

申請者 住 所
フリガナ
氏名又は名称
電話番号

㊦

山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例第38条第3項の規定により給水装置の確認を受けたいので、次のとおり申請いたします。

工事場所	
工 種	
給水管の口径 及び量水器個数	

第7号様式及び第8号様式 削除

第9号様式 (第23条関係)

給水装置所有者変更届

変更年月日	年 月 日	(個人・水栓) 番号	
口径・指針	Φ mm m ³	量水器番号	
給水先住所			
新所有者及び 旧所有者	新	フリガナ ⓐ	旧 ⓐ
	フリガナ		フリガナ
未納金	有・無	水道料金 / ~ /	円
変更理由			
添付書類 (右記のいずれかを添付) コピー可	土地又は家屋登記簿謄本 土地又は家屋登記済証 (権利証) 固定資産課税台帳登録証明書 その他その所有を推定できるもの (転売を証明する書類等)		
上記のとおりお届けします。		課長	担当
年 月 日			
山武郡市広域水道企業団 企業長 様			
		届出人 住所	
		氏名	ⓐ
		電話 ()	

※ 届出人は、原則として旧所有者とする。

受付

第10号様式 (第23条関係)

給 水 装 置 廃 止 届

山武郡市広域水道企業団

企業長 様

_____年 月 日

上水道の給水装置を廃止したいので、次のとおりお届けいたします。

氏 名 _____ ㊟

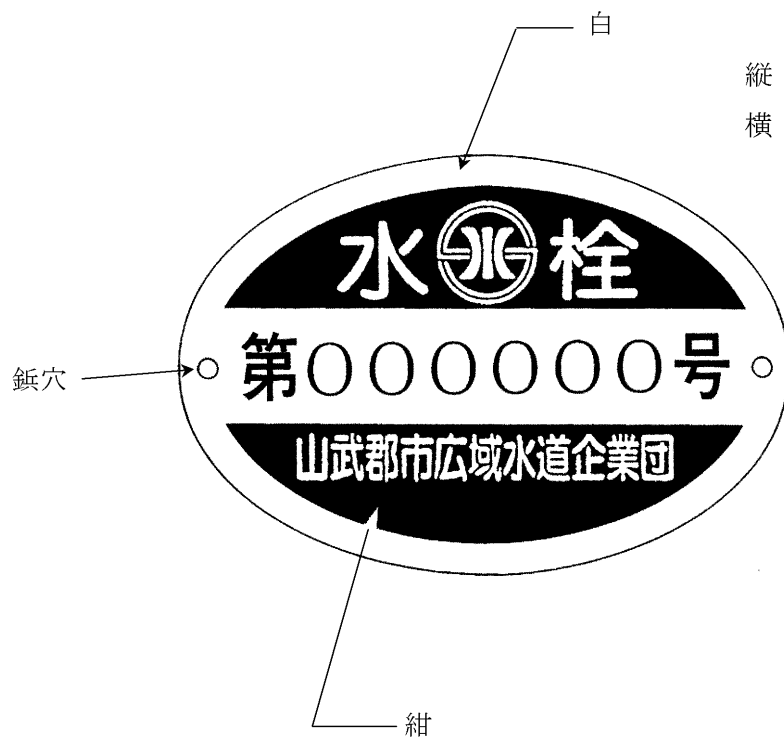
水 栓 番 号	量水器番号	口 径	指 針	検満年月	料 金 区 分	廃 止 年 月 日
					専用・臨時	
給 水 装 置 設 置 場 所	住 所 方 書					
廃止の理由	1 権利放棄 2 臨時 3 位置替 4 その他					
位 置 替 先 場 所	住 所					
所有者氏名	フリガナ 氏 名					
廃止証明書 受取人住所	住 所 方 書				TEL _____	
廃止証明書 受取人氏名	フリガナ 氏 名					
分 水 止	必要・不要					
廃止証明書 必要・不要	廃止証明書 発行年月日		廃止証明書 発行番号		扱 者	

※ 権利放棄と臨時、位置替については証明書を発行しません。

位置替については、位置替先住所を記入のこと。

業務課	検査班	給水班	料金班
課 長	担 当	担 当	担 当

第11号様式 (第24条関係)



縦 41 ミリメートル

横 61 ミリメートル